

横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者選定委員会運営要綱

制 定 平成 16 年 12 月 16 日 衛精第 754 号（局長決裁）

最近改正 平成 22 年 3 月 18 日 健障支第 4038 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市精神障害者生活支援センター（以下「センター」という。）の指定管理者の指定を公正かつ適正に実施するため、横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者の指定に関する要綱第 3 条第 2 項に基づき設置する横浜市精神障害者生活支援センターの指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

（審議項目）

第 2 条 委員会はセンターの指定管理者の選定に関し、次の事項について健康福祉局長に意見を述べる。

- (1) 選定手続きの細目
- (2) 選定基準
- (3) 公募要綱の内容
- (4) 指定管理者の選定に関する審査
- (5) 指定候補者及び次点候補者の選定
- (6) その他健康福祉局長が指定管理者の選定に必要と認める事項

（委員会の委員）

第 3 条 委員会は 5 名の委員をもって構成し、委員は健康福祉局長が委嘱する。

- 2 委員は、学識経験者、保健福祉関係団体に所属する者及びその他健康福祉局長が必要と認める者をもって充てる。
- 3 委員としてふさわしくない非行事由があったと健康福祉局長が認める場合は、健康福祉局長はその職を解くものとする。
- 4 委員の解職又は辞職などにより委員会の進行に支障が生ずる場合は、健康福祉局長は新たな委員を委嘱することができる。
- 5 委員名及び役職等は公募要綱等で公表する。

（委員長）

第 4 条 委員会に委員長を 1 名置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、指定管理者の選定について健康福祉局長から委嘱を受けた日から、横浜市精神障害者生活支援センターに係る指定管理者が指定された日までとする。

(作業部会の設置)

第6条 委員会は、必要があると認められる場合には、作業部会を設置することができる。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じ、委員長が召集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認める場合は、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定に準じ、委員会の会議は公開とする。ただし、委員会が認めた場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(委員の責務)

第9条 委員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、応募法人及び応募することが見込まれる法人の関係者と、選定に関して接触してはならない。

3 前項の接触が判明したときは、委員会は委員が接触した事業者を選考対象外とする。

4 委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も洩らしてはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。

5 その他委員会に出席した者は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、横浜市及び指定管理者が公表した情報については、この限りではない。

(報告)

第10条 委員会は、指定候補者及び次点候補者の選定を行ったときは、速やかに選定の結果を健康福祉局長に報告する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、健康福祉局障害福祉部障害支援課において行う。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 12 月 27 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 3 月 18 日から施行する。